

令和5年度香川地方最低賃金審議会
第2回電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和5年10月2日(月)
香川労働局第1会議室

出席者	公益側	東、高塚
	労働者側	門、箸方、土田
	使用者側	池田、木下、窪田

- 議 題
- 1 参考人意見聴取について
 - 2 最低賃金に関する基礎調査結果について
 - 3 香川県特定（電気）最低賃金額改正の審議について
 - 4 その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の第2回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。
専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、春日川委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります8名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める3分の2以上の要件を満たし、専門部会が成立しておりますことをご報告いたします。

本日は、傍聴人が1名おります。

これより着座にてご説明いたします。

机の上にあります資料についてご説明いたします。

先日メールでお送りしておりました会議次第と資料1冊と、9月20日に開催いたしました第1回合同専門部会で配付しました資料の資料No.1の差し替え資料でございます。

差し替え資料につきましては、労働者代表委員である箸方委員の現職名が8月28日時点で四変テック労働組合執行委員長だったのですが、お渡しした資料には前の職名の四変テック労働組合書記長と記載してお渡ししておりましたため、作成したものでございます。

箸方委員にはお詫びいたしますとともに、委員の皆様におかれましては、資料の差し替えをお願いいたします。

次に、業務改善助成金のリーフレットです。

業務改善助成金は、事業場内の最も低い賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等にその費用の一部を助成する制度で、8月31日より対象事業場の拡大、助成率区分の見直し、賃金引き上げ後の申請が可能になるといった支援の拡充が行われました。

また、本審の委員以外の特定最低賃金の専門部会の委員の皆様には、「2023（令和5）年度 労働行政のとりくみ」、「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間適正管理推進コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」適用猶予業種等対応コース（運送業、病院等、建設業）のご案内を配布しておりますので、ご参考にしてください。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、東部会長、議事の進行をお願いいたします。

○東部会長

前回欠席しておりました部会長を務めます東でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、議題（１）の「参考人意見聴取について」です。
事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、ご説明いたします。

参考人意見聴取につきましては、先日の合同専門部会においてご確認いただきましたとおり、関係労使から提出されました意見書をもって、意見聴取に代えることとしております。

合同専門部会の際に、資料の No. 7-1、No. 7-2 として配付させていただき、本日持参いただいているものと思います。よろしくお願いいたします。

○東部会長

それでは、皆さんすでに目を通していただいていることとは思いますが、この意見書につきまして、労働者側、使用者側の順で、簡単に補足等をお願いしたいと思っております。

まず、労働者側からお願いします。

○土田委員

はい。それでは、労働者側の意見を、労働者を代表いたしまして、ポイントと少し補足の説明をさせていただきます。

資料は 17 ページが労働者側の意見書となります。

まず 1 点目は、特定最低賃金は未組織労働者の労働条件の向上として、労使交渉の補完・代替機能を持っているということ、公正競争を確保し、低賃金・低生産性の産業に陥ることを防ぎ、サプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っているということ、さらには、地域別最低賃金とは異

なり、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金であり、とりわけ電気の特定期最低賃金につきましては、他産業より基幹的労働者とみなされない、いわゆる適用除外という項目が多く、高度な技術を有した電機産業の基幹的労働者の最低賃金であるというふうに言えます。

そういった点から、地域別最低賃金が10月1日より40円引き上げられ、時間額918円となりましたけれども、現行の電気特定期最低賃金は942円ということでありまして、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が必要であるということでもあります。

2点目は、雇用形態の違いで労働者間の不合理な待遇差の解消をめざした、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法の改正や、同一労働同一賃金推進法の付帯決議において、「欧州において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることに鑑み、わが国においても特定期最低賃金の活用について検討を行うこと。」というふうにされておりまして、賃金格差の是正と均等均衡処遇の実現に向けて、特定期最低賃金の役割というものがますます重要であります。

3点目は、電機産業は香川県内における主要産業でありまして、雇用者数、生産額、出荷額から県内経済における重要な役割を担っているということ、また一方で、電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造となっているため、事業の公正競争確保を図るうえで、特定期最低賃金の設定と適正水準への改善ということが不可欠であります。

この意見書に記載しております業界3団体では、「適正取引の推進とパートナーとの価格協創に向けた自主行動計画」をそれぞれ策定しており、「最低賃金の引き上げ等を反映した適切な労務費用、配送費用を反映する。また、これらの変動を下請事業者が申し出やすいように配慮する。」とし、サプライチェーンとして価格転嫁を行える環境づくりに業界としても取り組んでおります。

また、ここは補足になりますけれども、香川県では、国、経済団体、連合香川で、中小規模事業者における賃上げを実現するために、労務費などの上昇分を適切に価格転嫁する機運を醸成するという一方で、サプライチェーンの共存共栄、付加価値の向上、人材の定着・確保を図り、県内の小規模事業者の稼げる力を高めることを目的として、価格転嫁の円滑化に関する協定を締結し、価格転嫁の行える環境というものを作っております。

続いて4点目ですけれども、電機産業は、高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、経済成長や社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待されています。労働条件の向上により、電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材を確保する面からも、特定最低賃金の適正水準への改善が不可欠であります。

しかしながら、資料の19、20ページにつけているんですが、マクロベースにはなるんですけれども、労働時間あたりの付加価値、国内総生産を見ても、19ページのグラフですけれども、全産業に比べて約60%、製造業に比べて約40%上回っているというふうになりますけれども、20ページのグラフ、こちらは雇用者報酬額を見ているんですけれども、全産業に比べて約20%、製造業に比べて約10%と、生み出した付加価値に見合っていないと言えまして、特定最低賃金の水準の改善が必要であります。

資料の18ページに戻りまして、5点目ですけれども、組織労働者の賃金水準などの実態を踏まえまして、適切な基幹的労働者の入口賃金に相応しい水準として、申し出に合意した組織労働者の金額水準、時間額にいたしまして1,119円への早期の引き上げが必要であるというふうに考えております。

ここでも補足になりますけれども、われわれ電機、その他にも一般機械、船舶や自動車の労働組合で組織する協議会、金属労協というのがございますけれども、その中では地域別最低賃金の引き上げを見据えて、特定最低賃金の1,110円を最低到達目標ということで、

早期実現を目指しているところでもあります。

以上が労働者側の意見となります。

○東部会長

ありがとうございました。

他の委員の方よろしいでしょうか。

○門委員

では、1点補足として発言させていただければと思います。

今回いろんな声を聞く中で、雇用形態が異なる方々、さまざまな方が同じ職場でまさに隣で働いているという方も多数いらっしゃるかというふうに思います。

組織労働者であれば、賃金が交渉等でしっかり上がっていくところもそうですし、先日の地賃というところにおいても上がっていく、先ほどの説明の中でもありましたけれども、やはり特定の最賃についても相応にしっかりと上がっていくということは期待されているという声を聞いているところでございます。

今年の、特にこの特賃の引き上げについては、労働者の方々も期待しているというところの声として聞いているというところもお伝えできればというふうに思います。

以上です。

○東部会長

ありがとうございました。

他にはよろしいですか。

それでは続きまして、使用者側お願いします。

○窪田委員

では、私のほうから。

意見書に書かれておりますが、「はじめに」ということで、現在の企業を取り巻く環境ですけれども、新型コロナウイルス禍から回復してですね、「景気は緩やかに回復している」という観測があるものの、エネルギー、原材料の高騰ですとか、世界経済の動き、並びにコロナ感染の再拡大の可能性などにも十分留意しなければならない状況でございます。

そうした中で、香川の地方最賃審議会では、中央最賃審議会が示した目安どおりの40円という引上げ額で結審して、引上げ率にして4.6%という、引上げの額も率も過去最高となったところであります。

中央最賃審議会で示された地域別の最賃改定の目安に対しまして、全国商工会連合会の会長はですね、「最低賃金の改定による影響を受けやすく、労務費や原材料・エネルギー価格など企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない企業にとっては、非常に厳しい結果であり、経営への影響を非常に懸念している」とコメントいただいております。私どもも同様の懸念を感じているところでございます。

続きまして、資料の24ページでございます。

「賃金に対する考え方」ですけれども、当然物価上昇への配慮も必要であるというふうに感じているところであります。ただしですね、やはり生産性であるとか業績の向上に基づかないまま、大幅な最低賃金の引上げになりますと、ただでさえ厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者にとっては、人件費増による経営への影響は計り知れず、結果としまして事業の継続ですとか雇用の安定に多大な影響を及ぼし、働く人の安心が確保できないということになるかと考えます。

そういった中で、県内企業の最賃の状況でございますけれども、まず四国新聞がですね、4月から6月にかけて、景気動向アンケートを行っております。これにつきましては、昨年度、2022年度

の業績ですけれども、売上高は伸びたものの、原材料ですとかエネルギー価格の高騰によるコスト上昇分が利益面を圧迫している、4割以上の企業が減益となっている状況です。また、今後についても、先ほども申しましたけれども、新型コロナウイルスとか円安などの影響緩和、ただ円安がここでは影響緩和と四国新聞は書いてましたけれども、現在も円安がかなり続いている状況になっております。原材料・エネルギーの高騰の影響が続くとみる企業も多くなっているということでございます。

そして、ゼロゼロ融資ということで、実質無利子・無担保融資の返済に苦慮している企業もあります。7月に東京商工リサーチが発表しました、今年度の上半期、1月から6月の県内企業の企業倒産件数は34件という実績でございます。昨年度の同時期の12件に比べまして、倒産件数が急増しているという状況です。

また、8月10日に日本銀行高松支店が発表しました8月の県内の金融経済概況では、「景気は緩やかに持ち直している」という観測でございますけれども、生産は「横ばい圏内の動き」との判断で、「電気機械は、弱めの動きが続いている」、これはずっと電気機械は弱めの動きが続いているということが続いている状況になっております。

続いて25ページ、香川県の本産業を取り巻く環境でございます。

本産業におきましては、供給制約の影響が残るとともに、原材料費や電気料金の高止まり、米欧・中国経済の減速などによりまして、需要や利益面で大きな影響が出ております。日銀の金融経済概況におきましても、先ほど申しましたが、2022年5月から現在に至るまで「電気機械は、弱めの動き」という判断が継続されているところです。

また、2023年度の4月から6月までの国内主要電子部品メーカー8社の四半期決算の内容を見てみますと、8社中7社が営業減益、1社が営業赤字となっております。車載向け部品は比較的堅調に推

移しているものの、パソコン、タブレット端末、スマートフォンなどのICT関連需要の低迷の長期化、また、データセンターや産業機械向け投資も低調に推移しております。しばらくは厳しい経営環境が続くというふうに考えております。

中小零細企業につきましては、材料費等の上昇分を価格転嫁することも難しいという実態です。このうえ、賃金他の人件費の大幅な上昇が加わりますと、経営負担を大きくし、業績悪化に及ぼす影響が極めて大きいと考えているところであります。

私からは以上です。

○東部会長

ありがとうございました。他の委員の方よろしいでしょうか。

○木下委員

今お話にありましたように、特に半導体に関して言いますと、半導体不足という言葉が流行語となる時期がありましたけど、もう1年以上前の話になりまして、現在も部品不足とか半導体不足と言われてはいますが、自動車業界にとりましては、ほとんど適正材料を確保できているという状況になっていようかと思えます。

そういった中で、主要電子部品メーカー8社の内容をこちらの意見書の中に書いているんですけど、8月25日に発表された世界の大手半導体10社の第2クォーター、4月から6月、日本で言う第1クォーターを見てみますと、この10社の合計で3年ぶりの減益になるんですけども、49%の減益なんです。

確かに窪田委員がおっしゃられたように、原材料価格、特に金なんか、期初が6,800円グラムぐらいでスタートしたところが、今1万円を超えているということで、大変な、電子業界にとっては金というのは非常に大きな影響があります。それから、エネルギーコストですね。もう相変わらず高止まり。

まあそういった中で、価格転嫁という方法もちろんあって、我々としてもやっているんですけども、貴金属のように価値が共通で情報共有できるものについては、ある程度ご理解もいただける。ただ、タイムラグがありましてね、やっぱり半年後からと。場合によっては1年後ということで、価格転嫁できた時にはもう既に、さらに上振れしているという、非常に厳しい状況の中での生産活動が続いている。

もう一つ注目すべきニュースが、シリコンウエハーの世界的なメーカーのSUMCOさん、ご存じだと思っんですけど、発表の中では、この12月期が30%以上の減益になるということだったんですけど、その中のコメントで、「原材料・エネルギーコストとともに、人件費が収益を圧迫している」という、そういうコメントが入っていたというのも、気になるニュースかなとも思いますし、先々週、9月19、20日あたりは半導体の装置株の株価が下落しているんですよ。パーセントでいうと、2%から5%。装置関係というのは、ひとつのバロメーターになっていて、装置関係が良くなると、やはり後ろと言いますか、業界そのものが良くなる。それが、やはり装置関係の株価の下落というのは、先行きまだ暗いのかなという気がしています。

それと、もう1点はですね、県最賃。先日いただいた資料の中で、40円アップですよと。これの影響率を見てみると、今年は40円アップで16.2%、前年が30円アップで13.2%、その前が28円アップで8.3%、その前が2円アップで2.5%、その前が令和元年ですが26円アップで8.1%ということは、やはり昨年、そして今年度ですね、13.2、16.2という非常に影響率が高いというのが、一つここは考えないといけないんじゃないかなというような気がしております。

私からは以上です。

○東部会長

ありがとうございました。他にはよろしいですか。

○池田委員

私の場合は、中小企業としての立場で電機関係のお話をしたいと思うんですが、一番は賃金アップが急激である、去年一昨年とかなり上がっておりますし、また今年も40円アップということで、かなり上がってきておるんですけれども。

おそらく仕事の内容としては、かなりハイレベル、いろんな業界に影響しますので、いろんな知識がいるということ、そういう人材を集めたいわけなんですけれども、如何せん中小企業としてはなかなかそういう人材が来てくれない。まずは、ものづくりの面白さというものを最初に覚えてもらうということになるんですけれども、そういう方しかなかなか来てくれないという中でも、やはりある程度の専門知識を身に付けていかなければいけないという観点からすると、やはり時間とお金をかけて人を育てていくという期間が必要だと思っんですね。当然ハイレベルな方はそういう賃金を求められるんでしょうけれども、なかなかそういう人が集まらない環境の中で、どう人を集めていくかとどう育てるかという時間と余裕がないと、まあ電機業界一括りということでやられてしまうと、ちょっとつらいかなあと。

いつも、うちの会社に来た人に聞く質問として、コンセントありますよね、コンセントの電圧って聞くんですけれども、電気系の人でもなかなか最近答えてくれないんですよね。その理由を学校の先生に聞くと、やっぱり学校では電気だけでなく、今コンピューターとか情報処理のほうにずいぶん人が来るようになっていていうところで、なかなかまんべんなく電機に供給できないと。

また、当社は異業種から割と入ってもらっているんですけれども、当然電気なんかいじったことないという方もずいぶんいらっしゃる

います。ただ、そういう方が活躍できないかなと、そういう経験とか知識をつける環境を作ってあげれば、みなさん活躍していただけるかなと。となると、やはりある程度の教育とか、そういうための余力がないと、最初から賃金を上げてしまいますと余力がなくなる、そういうところもありますので、是非そこらへんも踏まえてご検討いただけたらと思います。

○東部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、ただ今、労側、使側双方より発言がございました。

ただ今の発言に関して、ご意見、ご質問等はございますか。

○各委員

ありません。

○東部会長

よろしいですか。

それぞれのお立場からの貴重な意見であり、この後の金額審議に当たりまして、双方とも十分に斟酌いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、次に、議題（２）の「最低賃金に関する基礎調査結果について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、本日お配りしております資料をご覧ください。

今年度の最低賃金に関する基礎調査結果のうち、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における結果でございます。

まず、1 ページの「1 最低賃金に関する基礎調査結果概要」です。この調査は、最低賃金の改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的として、今年6月分の賃金について調査を実施しております。民営事業所が対象でございまして、製造業、新聞業、出版業が100人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから、他に分類されないサービス業が30人未満となっております。この中から一定の方法で抽出いたしました1,872事業所に対しまして調査を依頼し、回答のありました994事業所、9,637人の労働者について集計し、この中から特定最低賃金に係る対象業種の事業所を抜き出したものでございます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、82事業所、1,182人の結果に基づいて集計し、母集団2,336人に復元したものでございます。

次に、5 ページからの総括表（1）をご覧ください。これは、適用除外者を除いた基幹的労働者について集計したものでございます。総括表（1）は、賃金の階級ごとに、労働者数と構成比が累計の数字で示されております。上段が累積労働者数、下段の括弧書きは累積構成比となっております。

続いて、9 ページからの賃金分布表（4）をご覧ください。これは、適用除外者を含めたすべての労働者の賃金分布状況を表したものでございます。こちらの数字は累積ではなく、賃金の階級ごとに労働者数と構成比が示されたものとなっております。

5 ページからの総括表（1）、基幹的労働者について集計した表をご覧ください。

左側の「時間当たり所定内賃金額」の欄の942円の行をご覧ください。

初めに用語の説明をしておきますと、現行の最低賃金額を下回っ

ている労働者の割合を「未満率」といい、改正後の最低賃金額を下回っている人の割合を「影響率」といいます。

現在の最賃額が 942 円ですので、942 円を下回っている労働者の割合については、942 円の 1 円下、941 円の欄の右側、下段の累積構成比に 2.4%とあり、942 円を下回っている労働者が 2.4%いるということです。この 2.4%が「未満率」ということになります。

また、仮に、これを 10 円引き上げて 952 円とすると、951 円の欄の右側下段の累積構成比に 7.5%とあり、952 円に引き上げると 7.5%の労働者が下回るということになります。これが「影響率」ということになり、上段の累積労働者数 126 人に影響が出るということになります。

これらをグラフ化したものが 3 ページの未満率・影響率表になります。

最後に、総括表(1)の最終ページ(8 ページ)をご覧ください。一番下の行の左端に、第 1・20 分位数、第 1・10 分位数等とありますが、第 1・20 分位数であれば、労働者の賃金を低い方から並べたときに 20 等分に分けた低い方から見て最初の境界、つまり 5%のところの賃金額を示しています。ここでいうと 942 円となります。

以上でございます。

○東部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

ないようですので、それでは、議題(3)の「香川県特定(電気)最低賃金額改正の審議について」に移ります。

ここから先の審議につきましても、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1

項に基づき、非公開となります。

傍聴人の方は退室していただくこととなりますが、事務局より留意事項について説明をお願いします。

○貸金室長

留意事項について、事務局よりご説明します。

傍聴人の方は、事務局職員が控室までご案内します。

途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。

退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに行きますので、指定時刻までに傍聴人の方は傍聴整理券番号と同じ席に着席してください。

控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は、傍聴可能となる旨といつまでに着席するよう指定時刻を記載した紙を控室の出入り口を入れてすぐの場所に掲示してお知らせします。

なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご留意ください。

また、審議の状況によりましては、審議が全て終了するまで非公開となる場合がございますので、ご了承ください。

○東部会長

それでは、傍聴人の方は、退室してください。

事務局の方は、控室へのご案内をお願いします。

傍聴人の方が退室するまで審議は一時中断します。

(傍聴人退室)

(全体会議)

○東部会長

それでは、全体会議を始めたいと思います。ここから先は公開になります。

労側使側双方より金額をご提示いただきまして、2回目は双方に歩み寄っていただきました。現時点で、労側がプラス 53 円、使側が 23 円ということで、まだ 30 円の開きがございます。

今回は、10月13日（金）の午前10時00分から、この会議室での開催となっておりますが、それまでに時間のほうもございしますので、次、全会一致で合意に至りますよう労使双方ご検討をお願いできればというふうに思っております。

それでは、本日の議事録確認委員ですが、労側は土田委員、使側は窪田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

また、本日、第2回専門部会が開催されましたので、明日予備日を設定しておりましたが、予備日の開催はありません。

ほかに何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上を持ちまして、第2回専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。

――了――